

登録免許税額表
(平成25年4月1日現在)

平成25年4月更新 武田則昭/京都

一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。)			23.4.1	24.4.1	25.4.1
(注) この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律(明治42年法律第22号)第1条第1項(定義)に規定する立木をいう。			~	~	~
			24.3.31	25.3.31	27.3.31
(一) 所有権の保存の登記	不動産の価額	4/1000			
(二) 所有権の移転の登記					
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	4/1000			
(遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記)	不動産の価額	削除			
ロ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	4/1000			
ハ その他の原因による移転の登記 ※	不動産の価額	20/1000			
売買を原因とする土地の移転登記 (租税特別措置法72条1項1号)		10/1000	13/1000	15/1000	15/1000
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記					
イ 設定又は転貸の登記	不動産の価額	10/1000			
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	2/1000			
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	2/1000			
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	10/1000			
(四) 地役権の設定の登記	承役地の不動産の個数	1500			
(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額	4/1000			
(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記					
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	1/1000			
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	2/1000			
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額	2/1000			
(八) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	1000			
(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	1000			
(十) 信託の登記					
イ 所有権の信託の登記 ※	不動産の価額	4/1000			
土地の所有権の信託の登記 (租税特別措置法72条1項2号)		2/1000	2.5/1000	3/1000	3/1000
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	不動産の価額	2/1000			
(十一) 相続財産の分離の登記					
イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	4/1000			
ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	2/1000			

(十二) 仮登記				
イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	2/1000		
ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記				
(1) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	2/1000		
(2) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	2/1000		
(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	10/1000		
ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記				
(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	5/1000		
(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1/1000		
(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1/1000		
(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	5/1000		
ニ 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記				
(1) 所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	2/1000		
(2) 所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1/1000		
ホ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記				
(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	2/1000		
(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1/1000		
ヘ その他の仮登記	不動産の個数	1000		
(十三) 所有権の登記のある不動産の表示の変更又は更正の登記で次に掲げるもの				
イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記	分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数	1000		
ロ 土地又は建物の合併による登記事項の変更の登記	分筆又は合併後の不動産の個数	1000		
(十四) 附記登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(十三)までの登記に該当するもの及び土地又は建物の表示の登記に係るものを除く。)	不動産の個数	1000		
(十五) 登記の抹消(土地又は建物の表示の登記の抹消を除く。)	不動産の個数	1000		
(同一の申請書により 20 個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数 1 件につき 2 万円)				

租税特別措置法第72条 (土地の売買による所有権移転登記の税率の軽減)		
平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にする土地に関する登記	売買による所有権移転(1項1号)	15/1000
	所有権の信託(1項2号)	3/1000
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間にする土地に関する登記	売買による所有権移転(2項1号)	13/1000
	所有権の信託(2項2号)	2.5/1000
平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間にする土地に関する登記	売買による所有権移転(1項1号)	10/1000
	所有権の信託(1項2号)	2/1000

※ 平成22年9月17日太字(下線)部分訂正

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に登記した仮登記の本登記(本登記を受ける場合の控除する割合)	売買による所有権移転(2項1号)	5/1000
	所有権の信託(2項2号)	1/1000
平成15年3月31日以前に登記した仮登記の本登記(本登記を受ける場合の控除する割合)	売買による所有権移転(3項)	2/1000

所有権移転仮登記の本登記の場合の税率

(平成23年4月1日から平成24年3月31日までに本登記する場合)

その他の原因による所有権移転仮登記の本登記	種別	計 算 式	
平成15年3月31日までに登記した仮登記の本登記	土地・売買	$13/1000 - 2/1000 =$	11/1000
	その他	$20/1000 - 4/1000 =$	16/1000
平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に登記した仮登記の本登記	土地・売買	$13/1000 - 5/1000 =$	8/1000
	その他	$20/1000 - 10/1000 =$	10/1000
平成18年4月1日以降に登記した仮登記の本登記	土地・売買	$13/1000 - 10/1000 =$	3/1000
	その他	$20/1000 - 10/1000 =$	10/1000

所有権移転仮登記の本登記の場合の税率

(平成24年4月1日から平成27年3月31日までに本登記する場合)

その他の原因による所有権移転仮登記の本登記	種別	計 算 式	
平成15年3月31日までに登記した仮登記の本登記	土地・売買	$15/1000 - 2/1000 =$	13/1000
	その他	$20/1000 - 4/1000 =$	16/1000
平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に登記した仮登記の本登記	土地・売買	$15/1000 - 5/1000 =$	10/1000
	その他	$20/1000 - 10/1000 =$	10/1000
平成18年4月1日以降に登記した仮登記の本登記	土地・売買	$15/1000 - 10/1000 =$	5/1000
	その他	$20/1000 - 10/1000 =$	10/1000